

浜松市上下水道部公告第59号

浜松市上下水道部の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市上下水道部契約規程（昭和41年浜松市公営企業局管理規程第17号）が準用する浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年3月3日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 内藤 伸二郎

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム供給単価契約（課名：浄水課）
- (2) 予定数量 334,000kg
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

2 入札及び契約担当課

〒430-0906 浜松市中央区住吉五丁目13番1号
浜松市上下水道部上下水道総務課調達・会計グループ
電 話：053-474-7014
FAX：053-474-0247
E-mail：suidow-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和5・6年度の競争入札参加資格（物品 業種分類2041：工業薬品・試薬）の認定を受けている者であること。
- (3) 浜松市内に本社（本店）を有する者であること。
- (4) 浜松市上下水道部物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、

- 執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める資格を有していること。

4 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）（以下「確認申請書」という。）を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の2により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、浜松市上下水道部に対し別記の3によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 契約書案、入札心得及び仕様書等について

- (1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の4により閲覧及び提供をする。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、別記の5により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、別記の6により入札執行日の前3日間浜松市上下水道部上下水道総務課において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

6 説明会の日時及び場所等

説明会は、行わない。

7 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の7により執行する。

8 入札方法等

- (1) 本案件は、水道用次亜塩素酸ナトリウムの購入について単価契約を行うものである。見積書には、1 k gあたりの単価（税抜き）を記載すること。なお、単価で小数点以下が発生する場合は、小数点第2位まで記載すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、2回目の入札に参加できない。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額

を記載した入札書を提出すること。

9 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において3に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

11 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

12 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

【 別 記 】

1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

※ FAX又は電子メールで確認申請書を提出した場合は上記入札及び契約担当課まで電話連絡すること。

- (2) 受付期間 令和7年3月4日（火）から 令和7年3月10日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）
- (3) 提出先 浜松市上下水道部 上下水道総務課 053-474-7014
- (4) 様式 管理者が定める様式とする。
- (5) その他

ア 入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①上下水道総務課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は[別記の7](#)に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、上下水道総務課へ連絡すること。

2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

- (1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 上下水道総務課で受け取り

イ 郵送 （※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール （※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入札参加資格確認申請書に記載すること。）

- (2) 確認結果の通知日

ア 上下水道総務課で受け取りの場合

令和7年3月12日（水）午後1時から令和7年3月14日（金）までの間に、上下水道総務課で受け取る。（12項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和7年3月12日（水）に発送又は発信する。

3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和7年3月13日（木）午後5時15分まで（提出先に必着）

（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

浜松市上下水道部 上下水道総務課

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

4 仕様書等の閲覧及び提供

(1) 提供方法

本市ホームページに掲載

(2) 提供期間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月17日（月）まで

5 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質疑応答書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 質問期限

令和7年3月10日（月）午後5時15分まで（提出先に必着）

（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

浜松市上下水道部 上下水道総務課

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年3月12日（水）から上下水道総務課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

6 入札執行日時等

- (1) 日 時 令和7年3月18日(火) 午前10時15分
(2) 場 所 浜松市上下水道部 住吉庁舎 第3会議室

7 入札書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

- ア 入札執行日時に入札場所へ持参
- イ 受領期間内に上下水道総務課へ持参(以下「事前提出」という。)
- ウ 受領期限までに上下水道総務課へ郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

- ア 受領期間 令和7年3月12日(水)から令和7年3月17日(月)まで
(12項に記載する開庁時間内に限る。)

- イ 提出先 浜松市上下水道部 上下水道総務課

- ウ その他 別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入用)」に従い、提出すること。

(3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等

- ア 受領期限 令和7年3月17日(月)午後5時15分まで(送付先に必着)
いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。

- イ 送付先 浜松市上下水道部 上下水道総務課(2項に記載のとおり。)

- ウ その他 別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入用)」に従い、提出すること。

(4) 提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、上下水道総務課へ連絡すること。

令和 7 年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム供給単価契約
仕様書

1 物品名

水道用次亜塩素酸ナトリウム

2 数量

令和 7 年度の予定数量は以下のとおりとする。

334,000 kg

内訳 (1) 大原浄水場	260,000 kg
(2) 常光浄水場	70,000 kg
(3) 深萩配水場	2,000 kg
(4) 都田配水場	2,000 kg

※原水等の水質状況や浄水処理水量により使用量が変動する

3 契約方法

1 kg 当たりの単価契約とする。

4 品質

納入する製品は次の (1) 及び (2) の品質規格に適合すること。

- (1) 日本水道協会規格 次亜塩素酸ナトリウム(JWWA K 120:2008-2)における二級、一級、特級のいずれかの認証を受け、かつ品質に適合すること。
- (2) 「水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年 厚生省令第 15 号）」第 1 条第 16 号の基準に適合するものであること。なお、設定最大注入率は有効塩素 12 % 溶液に換算した値で 50 mg/L 以上とする。

5 納入場所及び方法

(1) 納入場所は以下の場所とする。

- ① 浜松市中央区大原町 50 番地 大原浄水場
- ② 浜松市中央区常光町 1220 番地の 1 常光浄水場
- ③ 浜松市中央区深萩町 304 番地の 473 深萩配水場
- ④ 浜松市浜名区新都田一丁目 9 番 5 号 都田配水場

(2) 納入方法は以下に従い行うものとする。

- ① 事前に連絡した指定日時に指定数量を納入すること。配車の都合などで納入できない場合は、事前に発注者に連絡して相談すること。
- ② 1 回当たりの納入量の範囲については、次のとおりとする。
 - 大原浄水場：10～30 トン
 - 常光浄水場：1～5 トン
 - 深萩配水場、都田配水場：1～3 トン(ただし、上記納入量は目安とし、発注者との協議により円滑な納入について柔軟に対応する)
- ③ 納入時間は事前に協議の上で決定する。
- ④ 納入品の計量は計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、納入時にこれを証明する計量証明書を輸送車両毎に提出すること。
- ⑤ 搬入作業前に発注者から確認を受けた後、搬入を行うこと。

6 提出書類

以下の書類を提出すること。なお、(1)、(2) 及び (3) は契約後 1 週間以内、(4)、(5) は納入する車両毎に、(6) は提出の必要が生じる場合は事前に提出すること。

- (1) JWWA K 120:2008-2 の品質認証を受けたことを証明する書類
- (2) 「水道施設の技術的基準を定める省令(平成 12 年厚労省令第 15 号)」の第 1 条第 16 号の技術的基準に適合していることを示す品質検査結果
- (3) 発注連絡先及び緊急連絡先
- (4) 納入する薬品が下表に適合していることが確認できる品質検査結果書
- (5) 計量証明書
- (6) 長期休暇など長期に営業所が休暇になる場合、その日程を記した書類

項目	品質
有効塩素 %	12.0 以上
外観	淡黄色の透明な液体
密度（比重）(20℃)	1.16 以下
遊離アルカリ %	2 以下
臭素酸 mg/kg	100 以下
塩素酸 mg/kg	10,000 以下
塩化ナトリウム %	4.0 以下

7 その他

- (1) 大雨や台風などの災害により緊急に薬品を発注する可能性があるため、受注者は

速やかに対応できる体制を取っておくこと。

- (2) 円滑な納入に支障が生じる又はその恐れがある場合は、その日程を示し協議すること。
- (3) この仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた場合は協議の上で決定する。
- (4) 納品書は月毎にまとめて提出すること。その後、代金を請求すること。